

# 平成28年度第4回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：平成28年10月14日（金）

午前9時30分～11時

場所：本館3階 委員会室

## 日程第1 諮問事項について

### 子ども成長見守りシステムの構築について

【担当：子ども未来創造局 子ども成長見守り室】

#### 【概要】

生活困窮世帯の子どもたちが自らのハンディを打ち破り、社会へ巣立っていくために、教育委員会や学校等が各種機関と連携し、乳幼児期から小中学校、高校卒業の時期に至るまで、切れ目なくそれぞれの子どもの状況を把握し、サポートし続けることが必要である。そのために、現在、各部局で把握している子どもの情報を集積し、子ども個人の支援にいかすとともに、子どもの変化を追跡・分析するためのシステムを構築する。

#### 【質疑応答】

委：資料P4の「ステップアップ調査 11,000人」「【子ども成長見守りシステム】2万6千人」の人数の根拠は何か。

市：「ステップアップ調査」は小学1年生から中学3年生まで、「【子ども成長見守りシステム】」は0歳から18歳までを対象としている。

委：ステップアップ調査は、生徒全員の情報を取り込むのか。

市：貧困の判定基準に基づき見守りが必要と判断した子ども（以下「見守り対象の子ども」という。）についての調査結果は集積するが、それ以外の子どもについては比較対象分として統計的に処理したうえで保有する。よって、見守り対象の子ども以外の個人情報には保有しない。

委：「判定Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」に対して、それぞれどのような支援を行うのか。

市：判定Ⅰは常時支援を必要としている状態だと判断し、関係機関によるケース会議を開催し、適切な支援を検討する。判定Ⅱはケース会議を開催する状況ではないが、データ更新時には大きな変化がないかを必ず確認する。判定Ⅲは見守り対象の子ども約4,000人のうち、判定Ⅰ、Ⅱを除いた範囲である。

委：見守り対象の子どもに対する支援は、具体的にどういったものか。

市：貧困の連鎖を断ち切るための具体的な施策は、まだ構築できていない。特に、自尊感情の向上に効果的な施策を見いだすことが難しい。

まずは見守りの仕組みをシステム化し、支援の必要性を把握したうえで、各判定結果に応じた施策を構築していきたい。

委：システムの構築時期は。

市：システムは今年度中に構築し、来年度当初から運用開始したいと考えている。

委：ケース会議における個人情報の取り扱いは。

市：現行もケース会議という仕組みはあるが、今後、協議会等を作り、守秘義務をかけて運用していく。

例えば、SOSの発信がない子どもには、学校が変化に気づきにくく支援が遅れるケースがあるため、子ども成長見守り室が集積データを分析し、状況が変化したことをキャッチした場合に、学校へ、早めの対応を促したいと考えている。具体的な施策の構築はこれからだが、システムを運用して関係機関を動かしながら、データベースを充実させていきたい。

委：18歳になる前に市外へ転出する子どもの情報は、転入先に伝えるのか。

市：他自治体における個人情報の取り扱いが不透明であるため、集積データの提供は考えていない。市内転居の場合は、引き続き見守りを行う。

委：18歳を超えた子どもの情報はどうするのか。

市：消去する。ただし、個人情報を抜いたデータは引き続き保有し、分析に役立てることを検討している。

委：資料P11の「児童の整理番号」がないデータは、どのように個人を紐付けるのか。

市：整理番号がないデータはエクセル等に手入力している場合で、氏名等の入力間違いがあり得るため、子ども成長見守り室の職員が担当課に聞き取りを行いながら、慎重に個人を特定する。

委：データだけで突合しないよう十分留意してほしい。

市：整理番号がないシステムについては、突合処理の簡素化のために、改修時に整理番号を追加してもらうよう担当室等に伝える。

委：子ども成長見守りシステムを使用する人数は。

市：子ども成長見守り室職員3名のみである。

委：各データを抽出する作業は誰が行うのか。

市：各所管室等の職員である。

委：マイナンバーを取り扱うのか。

市：取り扱わない。

委：事業の目的は良いと思うが、具体的な支援策が決まっていないうちからシステム化するのはいかがなものか。

委：このシステムの目的は、対象の子どもの見守り、貧困の連鎖の根絶に向けた支援策の構築に向けた分析であろう。そのために集積する情報がこれで十分かどうかを判断することは難しいが、1人でも福祉につなげることができれば意義はあるのではないか。

委：子どもを取り巻く課題は縦割りではなく、横のつながりで支援することが大切である。成果が出るには時間がかかると思うが、学校と福祉をつなぐ一歩になるのでは。

委：資料 P11 の項目を増やす場合は、その都度諮問するのか。

市：今回、関係部局が保有する情報を目的外に集積することは、個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 2 号及び同条例施行規則第 3 条の 2 に基づき実施する。今後、項目を追加する場合には、その項目が規定に当てはまるかどうかを判断することになる。

該当する規定がない場合は、条例第 10 条第 1 項第 2 号に基づき対象者について附属機関に諮問した後、規則に追加する。または、条例第 10 条第 1 項第 7 号に基づき目的外利用について本審議会に諮問する。

### 【答申】

以下の付帯意見を付記し、妥当であると判断する。

#### 【付帯意見】

子どものセンシティブな情報を取り扱うため、その管理には慎重を期すこと。また、現在は貧困の連鎖の根絶に向けた具体的な支援施策の検討段階であり、今後、システムに集積した情報の分析等を踏まえて実効性のある支援施策を構築されたい。

## 日程第 2 その他

次回は新しい任期になるため、定例開催日を決めず、開催する場合は事前に日程調整する旨を確認した。